

第4回「働き方改革虚偽データ疑惑」野党合同ヒアリング

要・確認事項

2018年2月19日

衆議院議員 長妻昭・山井和則

- 平成25年度労働時間等総合実態調査は、労働政策審議会労働条件分科会が企画業務型裁量労働制の総合的な見直しを行う際の実態調査として、閣議決定された規制改革会議で位置付けられていた。(確認事項)

日時	内容
2013年4~6月	<ul style="list-style-type: none">●平成25年度労働時間等総合実態調査 目的「今後の労働時間法制等の検討の際に必要となる時間外・休日労働、割増賃金率、裁量労働制等の実態等を把握する●閣議決定に先立って調査を実施?
2013年6月14日	<ul style="list-style-type: none">●日本再興戦略（閣議決定） <u>「企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について、早急に実態把握調査・分析を実施し、本年秋から労働政策審議会で検討を開始する」</u>●規制改革実施計画（閣議決定） <u>「企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等労働時間法制の見直し」「労働政策審議会で総合的に検討する」</u>●この実態調査が平成25年度労働時間等総合実態調査（下記議事録）
2013年9月27日	<ul style="list-style-type: none">●第103回労働政策審議会労働条件分科会（4月の委員改選後の初回） ★ 村山課長 <u>「なお、先ほど申し上げました労働時間法制に関する閣議決定の中で、例えば「日本再興戦略」のところ、3ページ目の上の箱を見ていただきますと「労働時間法制の見直し」とした後の「企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について」の次に「早急に実態把握調査・分析を実施し」とされております。その「早急に実態把握調査・分析」をどのように実施しているかについての資料が、4ページ「平成25年度労働時間等総合実態調査について」です。</u> <u>本分科会で労働時間法制について調査・審議をいただきます際には、いつも、まずもって今後の労働時間法制等の検討の際に必要となる実態につきまして把握を行っております。調査方法といたしましては、全国の労働基準監督署から事業場への訪問調査で実施しているものでございます。閣議決定も踏まえ既に調査を終え、現在、その結果について鋭意分析中でして、その調査結果が取りまとまり次第、本分科会にも詳細に御報告申し上げ、議論の出発点にしていただければと考えております。」</u>

■第103回労働政策審議会労働条件分科会（2013年9月27日）資料2

論点(案)

1. 月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金について

※ 平成20年労働基準法改正により、月60時間超の時間外労働に対しては50%以上の割増賃金率が定められたが、中小企業については、法第138条により、「当分の間」適用されないこととされた。施行後3年経過後に、施行状況や時間外労働の動向等を勘案し、同条について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとされている（改正法附則第3条）。

2. 企画業務型裁量労働制及びフレックスタイム制の見直しについて

※ 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）においては、「企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について…本年秋から労働政策審議会で検討を開始する。ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、総合的に議論し、1年を目途に結論を得ること」とされている。また、「規制改革実施計画」（同日閣議決定）においても「企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制をはじめ労働時間法制について総合的に検討すること」とされている。

3. その他

資料No.2
1

労働時間法制に関する閣議決定

日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）（抄）

2. 雇用制度改革・人材力の強化

③多様な働き方の実現

個人が、それぞれのライフスタイルや希望に応じて、社会での活躍の場を見出せるよう、柔軟で多様な働き方が可能となる制度見直し等を進める。

○ 労働時間法制の見直し

企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について、早急に実態把握調査・分析を実施し、本年秋から労働政策審議会で検討を開始する。ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、総合的に議論し、1年を目途に結論を得る。

規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）（抄）

4. 雇用分野

（1）規制改革の観点と重点事項

正規・非正規の二極化構造の是正、労働者の能力に見合い、努力が報われる賃金上昇、ライフサイクル・ライフスタイルに応じた多様な生き方の創造、人口減少社会が進む中での経済再生と成長力強化のため、「人が勤く」ように雇用の多様性、柔軟性を進め、「失業なき円滑な労働移動」を実現させていく観点から、①ジョブ型正社員の雇用ルールの整備、②企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等労働時間法制の見直し、③有料職業紹介事業の規制改革、④労働者派遣制度の見直しに重点的に取り組む。

（2）個別措置事項

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
2	企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等労働時間法制の見直し	企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制をはじめ、労働時間法制について、ワーク・ライフ・バランスや労働生産性の向上の観点から、労働政策審議会で総合的に検討する。労働政策審議会での検討の基礎資料を得るべく、平成25年上期に企業における実態調査・分析を実施し、平成25年秋に労働政策審議会で検討を開始し、結論を得次第措置を講じる。	平成25年上期調査開始、平成25年秋検討開始、1年を目途に結論を得次第措置	厚生労働省

（注）下線は引用に際して付したものである。

3

平成25年度労働時間等総合実態調査について

1. 目的

- 今後の労働時間法制等の検討の際に必要となる時間外・休日労働、割増賃金率、裁量労働制の実態等を把握する。

2. 調査方法

- 全国の労働基準監督署から事業場への訪問調査で実施。

3. 実施時期

- 平成25年4月～6月

4. 調査対象事業場数

- 約11,000事業場

5. 主な調査項目

- 時間外・休日労働の実態(時間外・休日労働に係る労使協定(いわゆる三六協定)締結の内容)、実労働時間数 等
- 割増賃金率の設定状況
- 裁量労働制(専門業務型・企画業務型)の実態(みなし労働時間数、実労働時間数 等)
※ 大企業・中小企業別にも集計

4

2. 平成25年度労働時間等総合実態調査について

2-1. 調査票と調査要領を開示されたい

- 法改正に向けた労政審の検討のための実態把握調査であったので、開示は当然
- 平成25年の労働実態調査は、裁量労働制の実態を把握するため、との目的になっていたわけだから、今になって時間外労働の検査が目的だから、調査票が出せないというのは、おかしいのではないか？この調査は、裁量労働制の実態調査が目的ではなかったのか？

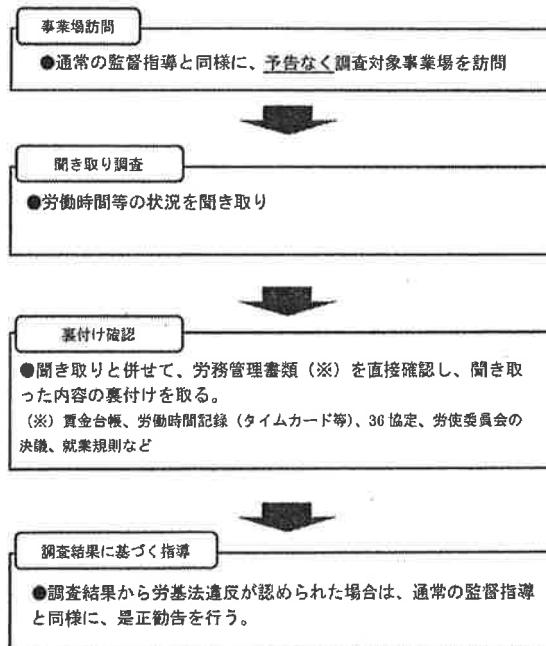
2-2. 「一般労働者」の実労働時間数を把握する項目はあったのか

- 上記の資料2の「主な調査項目」には、「実労働時間数」の記載がある

2-3. 一般労働者の「平均的な者」の1週の法定時間労働の実績（表24）は、どのように尋ねているのか

- 時間数（39分など）を尋ねているのか、選択肢（「2時間以下」）を提示して選ばせているのか
- 個票の電子データにどのような数値が入力されているか、課長みずから確認したか。その結果はどうであったか。
- 時間数の場合、概数（「1時間ぐらい」など）で尋ねているのか、それとも、客観的な裏付けと共に尋ねているのか。下記の手順を見ると、聞き取りだけの場合も多いように思えるが、どうか。

(参考) 労働時間等総合実態調査の調査手順



(第3回合同ヒアリング厚労省提出資料より)

- 客観的な裏付けと共に尋ねている場合は、どのような裏付け資料を用いているか。調査要領にそのことはどう記載されているか。
- 書類等の確認作業は全事業場で行ったのか、一部だけか。一部だけとすれば、どんなケースで、どれくらいの割合か

- 選択肢から選ばせている場合、具体的な選択肢は表 24 の表頭と同じか
- 「平均的な者」とは「最も多くの労働者が属すると思われる時間外労働時間数の層に属する労働者」という定義でよいか。この定義は裁量労働制の労働時間の状況にも適用されるのか。
- 「平均的な者」をどう選んでもらっているのか。「調査対象月において最も多くの労働者が属すると思われる時間外労働時間数の層に属する労働者」を、どう伝えているのか。あるいは監督官が資料から判断しているのか

2-4. 一般労働者の「平均的な者」の1週の法定時間外労働の実績（表24）について、「平均」はどう算出しているか

- 具体的な時間数の平均を算出しているのか。それとも、層別に階級値を割り当てて算出しているのか
- 田中重人准教授の試算（※）によると、階級値を次のように割り当てる、「平均」と整合するが、どう考えるか

（※） remcat: 研究資料集 「2018-02-14 厚生労働省「労働時間等総合実態調査」(2013) の怪」 <http://d.hatena.ne.jp/remcat/20180214>

厚生労働省「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」

1日の法定時間外労働の実績（一般労働者）（平均的な者）*調査報告書に収録なし

合計	2時間以下	2時間超3時間以下	3時間超4時間以下	4時間超5時間以下	5時間超6時間以下	6時間超7時間以下	7時間超8時間以下	8時間超9時間以下	9時間超10時間以下	10時間超11時間以下	11時間超12時間以下	12時間超13時間以下	13時間超14時間以下	14時間超15時間以下	15時間超	平均
合計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	1:37
階級値	9449	6762	1214	729	348	141	65	96	34	22	8	7	7	2	5	9
																1:38

1週の法定時間外労働の実績（一般労働者）（平均的な者）*調査報告書p.38の表24

合計	2時間以下	2時間超4時間以下	4時間超6時間以下	6時間超30分以下	8時間以下	10時間超12時間以下	12時間超13時間以下	13時間超14時間以下	14時間超15時間以下	15時間超16時間以下	16時間超18時間以下	18時間超20時間以下	20時間超25時間以下	25時間超30時間以下	30時間超	平均
合計	1	2	4	6.5	8	10	12	13	14	15	16	18	20	25	30	2:47
階級値	63.8	11.2	10.2	5.0	3.7	1.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.6	0.3	0.3	0.2	0.3	2:47

- 階級値を割り当てる場合、どのような階級値を割り当てるか

- 「2時間以下」に「1」の階級値を割り当てる場合、それはなぜか

- 「一般労働者」の 1 日の法定時間外労働データには、階級わけしたうえで一定の階級値を機械的にあてはめた数値が混在していると推論できるが、そのような理解でよいか。

2-6. 一般労働者の「平均的な者」の 1 日の法定時間外労働の実績（未公表の集計表）について

- このデータは本当に収集していたのか？
- 収集していたのなら、なぜ公表冊子に掲載しなかったのか？
- 収集していたのなら、なぜ母集団への復元作業を行っていなかったのか？
- 「平均」はどのように算出されているか？ 階級値を割り当てる場合、どのような階級値を割り当てるか？ 「2時間以下」に「1」を割り当てるなら、それはなぜか？ 過大評価になることをどう考えるか？
- なぜ計算式に未公表の集計表を使ったのか？ なぜ1週の復元データを使わなかったのか？
- なぜ「大企業」の回収数がこれほど多いのか？ バランスよく対象者は選定されていないのか？ 過剰サンプリングではないか？
- 計算式に復元されていない 1 日のデータを使うことによって、大企業の回答への方よりも生じ、「平均」の時間数が過大になることをどう考えるか
- 「母集団に復元」するためのウエイトは他の表ではどのように算出したか。また、表側のカテゴリーのなかで、サンプル中で過大/過小に代表されていたものはどれか。

2-7. 企画業務型裁量労働制の「平均的な者」の「労働時間の状況」（表 52）について

- この場合の「平均的な者」の定義は何か。事業主にはどのように伝えているか
- 何をデータとして収集しているか。具体的な労働時間か、それともカテゴリーの選

択か。後者の場合、それは表頭と同じか

- 「平均」はどのように算出されているか。具体的な時間数の平均か、カテゴリー値に階級値を割り当てているか。後者なら、どのような階級値を割り当てているか。
- 企画業務型裁量労働制の労働時間の把握に関し、第 111 回労働政策審議会では、JILPT 事業場調査の結果から実労働時間の把握の方法が「不明」の割合が企画業務型裁量労働制で高いことが注目されている。これをどう考えるか。9 時間 16 分という数値にどれだけ信頼性があると考えるか。

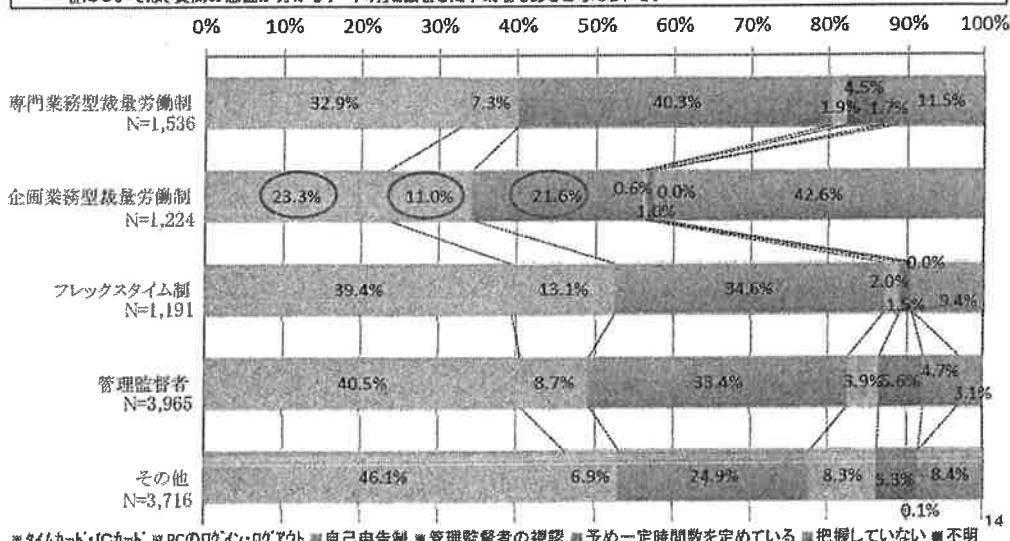
7-1 実労働時間の把握 【全事業場】

◆ 実労働時間をどのように把握しているかについて、企画業務型裁量労働制の場合、「タイムカード・IC カード」(23.3%)、「自己申告制」(21.6%)、「PC のログイン・ログアウト」(11.0%) を挙げた回答が多い。

※管理監督者については、在社時間の把握等の観点から行っているものを質問。

※事業場回答結果から、各制度について該当者がいない分は便宜的に差し引いて割合を算定。

※「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」の適用対象外である専門及び企画業務型裁量労働制適用者については、質問の意図が分からず「不明」と回答した事業場もあると考えられる。



3. 労働政策審議会へのデータの提供について

- なぜ、JILPT の労働者調査と事業場調査（ともに 2014 年 5 月）の冊子は配布しなかったのか。もしくは結果の概要の部分だけでもなぜ配布しなかったのか。
- なぜ、閣議決定では実態調査が求められていたのに、JILPT の労働者調査から労働時間の実態が労政審に資料として提供されなかつたのか

4. 民主党への集計表の提供について

- ▶ 2015年3月26日に初めてこのデータのペーパーを民主党厚労部門会議に提出した際には、当時の田村厚労大臣の決済は得たのか？

専門業務型裁量労働制・企画業務型裁量労働制の対象労働者の平均労働時間・労働時間の分布

10時間以下計: 68.1%			10時間以下計: 68.3%			12時間超計: 45.2%			12時間超計: 8.8%						
	合計	平均 (標準分)	7時間以 下	7時間超 8時間以下	8時間超 9時間以下	9時間超 10時間以下	10時間超 11時間以下	11時間超 12時間以下	12時間超 13時間以下	13時間超 14時間以下	14時間超 15時間以下	15時間超 16時間以下	16時間超 17時間以下	17時間超 18時間以下	18時間超 19時間以下
専門職業型 就労制動	最長の者	100.0	12.35	7.3	3.5	3.2	8.3	8.9	15.3	12.3	12.0	6.7	5.4	5.6	2.7
	平均的な者	100.0	9.20	9.9	13.6	21.7	23.1	12.8	8.4	4.6	2.7	1.7	0.8	0.3	0.5
企画業務型 就労制動	最長の者	100.0	11.42	7.6	2.4	4.3	10.7	13.0	16.1	16.4	11.7	7.2	2.2	2.8	1.8
	平均的な者	100.0	9.16	8.3	10.8	23.8	25.2	13.8	9.1	5.4	2.0	0.7	—	0.5	0.1
一般労働者	最長の者	100.0	11.11	—	40.2	—	—	15.2	15.3	11.0	6.5	3.7	3.5	1.4	0.9
	平均的な者	100.0	9.37	—	71.6	—	—	12.8	7.7	3.7	1.5	0.7	1.0	0.4	0.1

(注1)費は調査対象期間における1日当たりの労働時間の平均を示したもの。

(注1)表は調査対象期間における1日当たりの労働時間の平均を示す。
(注2)最長の者：調査対象期間における労働時間が最長の者のこと

平均的な者：調査対象期間における労働時間が平均的な者のこと

(注3)一般労働者の10時間以下のデータの区分ごとの事業場の割合は、統計上集計を行っていない

卷之三

12時間超計: 7.9%

※平成25年度労働時間等総合実態調査(厚生労働省)

- 労働政策審議会での裁量労働制の議論の際に提示しなかったこのデータを、なぜ労働政策審議会での議論が終わった直後の民主党部門会議だけに提示したのか？
(労政審での要綱の諮問は、平成27年3月2日。閣議決定は平成27年4月3日)
 - 一般の労働者の平均的な者の1日の時間外労働時間が1時間37分であり、労働時間は9時間37分である、との計算は、いつ頃、厚労省で行い、認識していたのか？つまり、調査結果をまとめた平成25年10月時点で計算し、認識していたのか？それとも労働政策審議会での裁量労働制の議論が終わってから計算したのか？
 - もし平成25年10月の調査結果をまとめた時点で1日の時間外労働時間を把握していたなら、なぜ報告書に載せなかったのか？
 - 一般の労働者の平均的な者の時間外労働時間、週で2時間47分、月で8時間5分

から計算する週5日、月21日で割算すると、1日ならそれぞれ33分、23分となり、1時間37分とは3倍近い差があるが、1時間37分を発表する際に、この差はおかしいと思わなかったか？

- なぜ、「平成25年度労働時間等総合実態調査」という表記をしたのか。なぜ、計算式によるであることや、推計値であること（法内残業の有無を反映しない）を明記しなかったのか。
- なぜ「平均的な者」の定義を明記しなかったのか。
- なぜ「労働時間の状況」とその定義を明記しなかったのか
- なぜ違う把握をおこなっているものが、「平均」として並べられているのか
- なぜ「一般労働者の10時間以下のデータの区分ごとの事業場の割合は、統計上集計を行っていない」という虚偽の説明が加えられているのか。なぜ「7時間以下」も赤枠で括られているのか

5. 国会答弁について

- 精査の結果、1時間37分、9時間37分というデータは、虚偽のデータであったとの結論でよいか？それともまだ虚偽か否かの精査は続いている結論は出ていないのか？

6. その他

- 労働政策研究機構の裁量労働制の方が一般労働者より労働時間が短い、という調査結果を、労働政策審議会や働き方改革実現会議、産業競争力会議など政府の会議で資料配付あるいは言及したことはあるか、また国会答弁で厚労省役人や厚労大臣が触れたことがあるか？もしないなら、裁量労働制について重要なデータなのに、なぜ資料配付や言及しなかったのか？
- 当然、この調査が撤回された以上は、いま実施している事業主対象の裁量労働制の自主点検以外に、労働者本人へのアンケートへの実態調査をすべきではないのか？

以上



2014年4月3日 第111回労働政策審議会労働条件分科会 議事録

労働基準局労働条件政策課

○日時 平成26年4月3日(木)14:00~16:00

○場所 専用第23会議室(6階)

○出席者

【公益代表委員】

岩村委員、田島委員、野崎委員、村中委員、守島委員、山川委員

【労働者代表委員】

工藤委員、新谷委員、高松委員、富田委員、八野委員、春木委員

【使用者代表委員】

秋田委員、池田委員、小林委員、鈴木委員、田中委員、平岡委員、宮地委員

【事務局】

中野労働基準局長、土田総務課長、村山労働条件政策課長、古瀬調査官

○議題

- 1 報告事項
- 2 今後の労働時間法制の在り方について
- 3 その他

○議事

○岩村会長 それでは、定刻でございますので、ただいまから「第111回労働政策審議会労働条件分科会」を開催することにいたします。本日の出欠でございますけれども、公益代表の権丈英子委員、労働者代表の宮本礼一委員がそれぞれ御欠席ということでございます。

なお、まだ野崎委員、田中委員がみえておられませんが、少し遅れてみえられると承っております。

また、使用者代表の池田委員におかれましては、所用によりまして途中で御退席されると伺っております。

それでは、議事に入ります前に定足数の報告を事務局からいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○古瀬調査官 定足数について御報告いたします。労働政策審議会令第9条によりまして、委員全體の3分の2以上の出席または公労使各側委員の3分の1以上の出席が必要とされておりますが、定足数は満たされておりますことを御報告申し上げます。

○岩村会長 ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。お手元の議事次第に沿いまして進めてまいりたいと思います。

一番最初の議題は「報告事項」ということでございます。これにつきましては、3月25日火曜日に規制改革会議の公開ディスカッションが開催され、労働時間法制が議題となったこと、第二に、3月28日金曜日に国家戦略特区諮問会議が開催されまして、当分科会でも御議論を頂戴しました雇用指針(案)が議論されるとともに、国家戦略特別区域と区域方針(案)が示されたということ、それぞれにつきまして事務局から報告があるということでございますので、説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○村山労働条件政策課長 それでは、御説明いたします。

資料No.1が、今、分科会長からお話をございました規制改革会議の公開ディスカッションにおきまして内閣府の規制改革推進室が提出した資料ということです。

規制改革会議の公開ディスカッションですが、趣旨としては、広く国民に規制改革の議論の状況について知っていただくためのものということです、インターネット中継がリアルタイムで中継されるなど公開の形で行われたということです。

労働時間法制について、規制改革会議は、既に本分科会でも御紹介しましたとおり、昨年12月5日、意見書を公表されておりますが、この資料に基づきその紹介があった後に、労使の代表及び厚生労働省の担当審議官から発言をしたということです。

会議自体が完全に公開の形で行われておりますので、詳細な紹介は省きますが、当日、労側の代表として連合の事務局長が出席され、1実効性ある健康確保策、ワーク・ライフ・バランス、公正競争の視点などが労働時間法制を考える上で重要であるということ、2また、原則的な規制に対する例外措置に講じる場合には、今後とも集団的な規制と個別同意の組み合わせが重要であるということ、3また、今日の働く現場の実態に照らした上では、実労働時間の規制がとりわけ重要であるという基本的な考え方を述べられたと承知しております。

また、使用者の代表としては経団連の担当常務理事が出席され、働き方に即した労働時間制度が必要であるという基本的な考え方のもとに、規制改革会議の意見書として示されている適用除外措置にパッケージとして健康・確保措置等を組み合わせるという内容に基本的に賛成するというお話をあり、詳細な制度設計に当たっては、実務に即したものとなるように、労使が参画している労働政策審議会で議論を深めていくべきであるという、基本的な考え方を述べられたと承知しております。

私ども厚生労働省から担当の審議官が出席し、本分科会における公労使の御議論の状況につきまして、既に確認をいたしております2月25日付の議論の状況の整理の資料等に即して御説明を差し上げたということです。

1点目の報告事項は以上です。

2点目です。先ほど分科会長からお話をございましたように、3月28日金曜日に国家戦略特別区域諮問会議が開催されました。資料No.2にお目通しいただければと存じます。

3月28日の諮問会議には総理以下、関係閣僚、特に、臨時議員として田村厚生労働大臣も出席いたしました。あわせて民間議員の方々が出席されたということです。

先ほど分科会長からございましたように、議題は2つありました。

まず、本分科会でも3月13日に御審議いただいた雇用指針(案)です。これに関しては、本分科会で審議いただいた際に、内容自体というよりは、整理の仕方として、解雇権濫用法理関係の記述の部分などにつきまして、一部修正すること前提に御了解をいただきましたが、その修正後の案文を3月28日の特区諮問会議に諮り、了承されたということです。

3名の民間議員から御発言がありましたが、いずれも前向きに内容を評価する御発言であったと承知しております。

この雇用指針について規定しております国家戦略特別区域法第37条の規定は、4月1日の施行の条文です。したがいまして、同日付で分担管

ム制を初め、労働制約審議会において総合的に検討することとされたところでございます。

この閣議決定に至る段階で、産業競争力会議や規制改革会議におきましてさまざまな御議論がありましたが、最終的には、ワーク・ライフ・バランスや労働生産性の向上といった我が国経済社会の持続可能な成長を実現する観点に立って、公労使三者構成の労政審において調査・審議いたくことが必要であるということが閣議決定の本旨であると理解しております。

各委員におかれましては、これらの点につきましてぜひとも御理解いただきまして、総合的かつ建設的な御議論をしていただきますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○岩村会長 局長、ありがとうございました。

カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきたいと思います。

(報道関係者退室)

○岩村会長 それでは、議事に入らせていただきます。

お手元の議事次第に沿って進めてまいります。

そこにございますように、最初の議題は「今後の労働時間法制の在り方について」でございます。これにつきまして資料等を用意いたしておりまして、まずは事務局のほうから説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○村山労働条件政策課長 それでは、資料2をお聞き下さい。

資料2「論点(案)」です。先ほどの労働基準局長からの挨拶かたがたの検討依頼にもございましたように、当面の労働条件分科会におきまして労働時間法制の調査・審議をお願いしたいということでございます。資料2はその論点(案)を御提示するものでございます。

まず、論点の1つ目は、先ほど局長から申し上げましたように、月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率についてでございます。平成20年の労働基準法改正によりまして月60時間超の時間外労働に対しては50%以上の割増賃金率が定められましたが、中小企業につきましては労働基準法第138条により当分の間適用されないとされました。同時に、施行後3年経過後に施行状況や時間外労働の動向等を勘案し、同条について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとされております。

この関係につきましては、ただいま申し上げた条文は、2ページ目の「改正労働基準法の検討規定」というシートに書いてあるとおりでございます。下線は引用に際して付したものでございますが、そのところが先ほど御説明申し上げた内容です。

1ページ目に戻りまして「論点(案)」の2つ目「企画業務型裁量労働制及びフレックスタイム制の見直しについて」です。平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」におきまして「企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について…本年秋から労働政策審議会で検討を開始する。ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、総合的に議論し、1年を目途に結論を得ることとされております。また、同日閣議決定されました規制改革実施計画におきましても「企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制をはじめ、労働時間法制について総合的に検討する」とされております。これら閣議決定に即しまして、労働政策審議会の中で、労働時間法制を所掌していたいいる労働条件分科会に御審議をお願いしたいということが2点目です。

閣議決定の具体的な文書は3ページに掲げております。上が「日本再興戦略」、下が「規制改革実施計画」でございます。「規制改革実施計画」のうち「4 履用分野」の(1)の中に、ほかの分科会・部会等で担当される内容も入っておりますので、2の部分に下線を付しております、個別の措置事項として閣議決定されている内容が下の表のとおりでございます。

以上2点が具体的にお示ししている論点ですが、その他、この労働時間法制をめぐっては、公労使各側からさまざまな御意見もあるものと考えております。3で「その他」とさせていただいております。

なお、先ほど申し上げました労働時間法制に関する閣議決定の中で、例えば「日本再興戦略」のところ、3ページ目の上の箱を見ていただきますと「労働時間法制の見直し」とした後の「企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について」の次に「早急に実態把握調査・分析を実施し」とされております。その「早急に実態把握調査・分析」をどのように実施しているかについての資料が、4ページ「平成25年度労働時間等総合実態調査について」です。

本分科会で労働時間法制について調査・審議をいただきます際には、いつも、まずもって今後の労働時間法制等の検討の際に必要となる実態につきまして把握を行っております。調査方法といましましては、全国の労働基準監督署から事業場への訪問調査で実施しているものでございます。閣議決定も踏まえ既に調査を終え、現在、その結果について鋭意分析中でして、その調査結果が取りまとまり次第、本分科会にも詳細に御報告申し上げ、議論の出発点にしていただければと考えております。

調査対象の事業場数は、4. にありますように、約1万1,000事業場です。

主な調査項目は、5. にございますように、時間外・休日労働の実態、あるいは実労働時間数等、それから割増賃金率の設定状況、裁量労働制の実態、みなし労働時間数や実労働時間数等ということです。

特に今回の調査・審議に当たりましては、先ほど見ていただきました労働基準法の138条でありますとか、附則の3条で、前回の改正で第3条第1項ただし書きの規定は当分の間適用しないとされた中小事業主の取り扱い等もありますので、これら調査結果につきましては、大企業・中小企業別に、事業場規模だけではなくて企業別の集計も現在進めているところです。

資料2の「論点(案)」については以上です。

あわせまして、資料3「労働時間等関係資料」をお開きいただければと存じます。これは、「毎月勤労統計調査」や「労働力調査」等の基礎的な労働時間のデータの資料につき、ごく簡単に取りまとめてあるものでございます。

まず、1ページ「年間総実労働時間の推移」です。労働者1人当たりの平均値は減少傾向で趨勢的に推移しておりますが、近年では、一般労働者の総実労働時間はおむね横ばい、パートタイム労働者の総実労働時間はやや下がっておりますが、その減少幅はそれほど大きなものではないという中で、一方では、その構成比でみた、パートタイム労働者比率が持続的に上昇していることにより、総実労働時間の平均値が右肩下がりになっている傾向にあります。

それから、平成21年には、前年秋の金融危機の影響で、製造業を中心に所定内・所定外労働時間がともに大幅に減少し、その後はやや上昇してきているという状況でございます。

2ページ「週労働時間別雇用者等の推移」です。週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合について見ているものでございます。上の表にございましたように、週60時間以上の労働者の比率というのは、かつて平成15、16年ごろの水準と比べますとかなり低下しておりますが、一方では1割弱という水準にあることも事実でございます。特に30歳代の男性で週60時間以上の労働時間の方について見ますと、これも同様に、以前よりも比率としても人数としても減っているということではございますけれども、やはり全体の平均よりはかなり高い構成比になっているということは見ていただけるかと思います。

それから、3ページの、「年次有給休暇の取得率」につき就労条件総合調査で見たものです。その取得率につきましては、近年5割を下回る水準で推移しております、足元数年は若干上昇しておりますものの、直近の数字は49.3%ということでございます。

4ページ目「労働者1人平均年間総実労働時間の国際比較」で、長期の時系列がとれるいわゆる先進国について見ているものでございます。日本につきましては、昭和82年の労働基準法改正以降、大きく減少した後、その後の状況については先ほど御説明したような状況が見ていただけます。

最初の議題に関する資料の説明は以上です。どうぞよろしくお願いします。

○岩村会長 ありがとうございました。

それでは、ただいま説明いただきましたこの件につきまして、御意見あるいは御質問がありましたら、お願いしたいと思います。

新谷委員、どうぞ。

○新谷委員 今、御説明いただいた資料とは直接には関係はありませんが、論点の各論に入る前に、厚生労働省としての考え方を確認させていただきたい点がありますので、一言発言をお許しいただきたいと思います。

9月20日に、政府は、安倍総理出席の下で産業競争力会議の課題別会合を開催しております。新聞等でも報道されておりますので結構話題になっておりますが、この課題別会合の中で、国家戦略特区というものが提起されており、そこでは、この労働条件分科会でこれから論議する内容とまさしくぶる内容が提起をされております。

国家戦略特区というのは、特定の地域に対して法律の適用を除外するという仕組みをお考えになつてゐるようですが、その適用除外とする労働

YAHOO! ニュース JAPAN

1001 JAPAN ALIVE

世界を経営する、想いを伝える「映像ブリエイター」の発信地 ラットフォーム
有識者・専門家がニュースに切り込む
<著者>

- 我は労働のことで働く労働者の方が一般的な労働者よりも平均で比べれば労働時間によるコメントをエッジウッド（univ）へ記入する。このノートーに

- 2月9日の県議院予算委員会で山井和則議員はこの問題を取り上げ、1月29日の安倍首相の答弁の範囲を求めている。

- 「厚生労働省の調査によれば、既成労働時間で働く方との労働時間の差は、平均的な効率的な方で比べれば、一歩効率よりも悪い」という妥協的見解
- 一方労働者よりも悪い」というデータもあるという妥協的見解
- 加熱する「スリーパーセン」始
　　争～「アリババーカー」に温水

● 第1に、これは測面結果ではない。一般労働者のデータは、測面結果であるとされる公表のデータを突いて、かつ不適切な計算による加工も施した上で算出されたものである。この結果は、測面結果ではない。

4 「男性握手金」の意外、メルカリ大出店 次々登場

9 ひどい、どうでもいいのか? ~

- 第2に、この調査のデータは、定義された「平均的な人」のデータであるが、安倍首相は「平均的な人」のデータであることを説明やすく、あたかも平均値であるかのように言っている。
- 第3に、この調査結果は、必ずしも「平均的な人」の結果ではないことを示している。

痴漢は犯罪 ポスターが生まるほど 大阪「性暴力を許さない女の会」の28年

<https://news.yahoo.co.jp/byline/kenishimitsukoshi/20180212-00081528/>

2018/02/19

https://news.yahoo.co.jp/articles/tenichimintouco/20180212_000081520/

200101000110

- 第3に、この位置における一般労働者のデータと義務労働制のもので働く労働者のデータは、把握している内容が異なり、比較することは不適切なものである。
- 第4に、比較が不適切なものを比較して「高い」と判断することには間違いがあり、さらには、一般労働者のデータは実質どんづかれていたる数値となっているため、その意味においても「高い」という判断は妥当でない。
- 安否首報と共にこのデータに書きした駒ヶ谷大臣の答弁にも、同じ問題がある。さらには、それに駒ヶ谷大臣はその後の答弁で、当時の答弁の内容について、過去の事実の書き換えを試みようとしており、その点においても問題がある。

「働き方改革」関連一括法律に含まれる予定の企画業務型職域労働制の拡大。これは民間労働を助長し、過労死を導くものだと野党が批判している。その批判をかわすために、予選委員会で説明がなされている。

2月9日の茨城県予算委員会では山井和則議員（希望の党）が、答弁の混乱となる形で冗談を呈示した。それに対し加藤厚生労働大臣は、適切な説明ができる、「付言させたださない」と叱咤した。山井議員は安倍首相の答弁の誤解を求めており、13日の予算委員会で改めてこの問題を取り上げられることが予想される。

（2013年1月10日）
原稿者はこの問題について、下記の4つの記事を販売してきたが、明日の予約委員会にもこの記事だけを語り留めていくつもりでいる。これら4つの記事は、改めて点検を試みたい。

「データに収集したのか(上西和子)」Yニュース (2018年2月3日)

2) 誓認労働制の労働者の方が一般の労働者よりも労働時間が多い「かのうな」言幹
データをめぐつて(経団) (上西和子) - Yニュース (2018年2月6日)

3) 誓認労働制の労働者の方が一般の労働者よりも労働時間が多い「かのうな」言幹

（その3）（上西元チ）YI-ニユース（2018年2月10日）

（その4）設置労働の方が労働時間は長いののような安宿宿泊の苦弁。旅回は不可避だが、宿泊料金が高くなる。（上西元チ）YI-ニユース（2018年2月8日）

（月29日緊急予算委員会）

（民主党）の質疑に対して行われた。長妻昭議員は、労働法制を「岩盤規制」とみなして、それにドリルで穴をあけようとしたのは、前述した労働法削除であると指摘した。それに対する安倍晋郎の答弁は次の通り。

その苦悶感覚に穴をあけるにはですね、やはり内臓調整大臣が先頭で立たなければ、穴があかないわけであまりながら、その考え方を変えるつもりはありません。それで、厚生労働省の調査によれば、誤食労働割で働く方の労働時間の差は、平均、

20010100110

平均的などで比べれば、一般労働者よりも短いというデータもあるということことは、御紹介させていただきたいと思います。

この答弁には4つの問題がある。「厚生労働省の調査によれば」「平均的な、平均的な、平均的な方」という表現も間違った。「比べれば」とあるが、これは比較できるデータではない。そして、「長い」も間違った。詳しくことはほどで述べる。

加藤大臣の答弁（1月31日参議院予算委員会）

加藤厚生労働大臣も同じデータに1月31日の参議院予算委員会で答収した。森本眞治議員（民進党）の質疑に対するものだ。裁量労働制の拡大によって長時間労働が助長すると、いつ懲りきが過労死を考える家族の会の皆さんや日本労働弁護団にあるか、これらの皆さんとの認識は持っているのかと森本議員が問うたのに対し、加藤大臣はこう答えた。

ま、どういう認識のものですね（笑）、お話しになつてないのかということがあるんだよね。まずいけれども、僕がいろんな資料を見てると、裁量労働制の方が実際の、一般的な働き方に比べて、良いといふ資料もございますし、他方も半分弱かな、平均で比べれば、短いという統計もございますので、それは、それでわづかくアクトによって、見方には異なってくるんだろうと思います。

これに対し森本議員は、裁量労働制の方が長時間労働になつていているという調査結果を2つ紹介した。1つは労働政策研究・研修機構の調査結果であり、もう1つは厚労労連がNPO法人POSSEと共同で行った調査結果である。

それに対して加藤大臣は可笑、問道のデータに次のように言及した。

今、結論ご指摘の資料があることも、その通りであります。また、私どもが平成25年度労働時間等検査調査、これ、厚生労働省が調べたものでありますけれども、平均的な一般労働者の時間が、9時間・・・、これは1日の実労働時間ですが、9時間37分に対する企画業務型労働時間は9時間16分だと、こういう数字もあるということを、先ほど申し上げたところでございます。

山井議員が前回おっしゃったように、1月21日の答弁では、9時間37分とあります。

これらの加藤大臣の答弁の問題についてても、後ほど改めて検討したい。
山井議員が前回おっしゃった安倍首相の答弁はこうだった。
安倍首相の答弁（1月29日衆議院予算委員会）にみられる4つの問題点

山井議員が前回おっしゃった安倍首相の答弁はこうだった。

はい

厚生労働省の調査によれば、裁量労働制働く方の労働時間の長さは、平均的な、平均的な方で比べれば、一般労働者よりも短いというデータもあるということことは、御紹介させていただきたいと思います。

この答弁には4つの問題がある。「厚生労働省の調査によれば」「平均的な、平均的な方」「比べれば」「短い」、いずれも間違がある。具体的に説明したい。（1）第1の問題点：「厚生労働省の調査によれば」

加藤大臣が1月31日に答弁しているように、「厚生労働省の調査」とは、「平成25年度労働時間等検査調査」を指している。しかし、安倍首相が言及したのは、調査結果そのものではない。

公表されている調査結果報告書には、企画業務型労働制について、加藤大臣が紹介した9時間6分というデータは掲載されている（表2）。しかし、一般労働者について、加藤大臣が紹介した9時間7分というデータは、実は掲載されていないのだ。

山井議員に対して2月9日に加藤大臣が行った答弁によれば、この9時間37分という数値は、次のような計算式によつて算出されたものである。

● 法定労働時間（8時間）+1日の法定時間外労働の平均値（1時間37分）

この計算式には4つの問題がある。

第1に、1日の法定時間外労働の平均値である1時間37分というデータは、調査結果報告書に記載されている未公表のデータである。
第2に、山井議員が指摘しているところによれば、異常値であることが疑われるデータが含まれている。その平均値を算出するにあたって用いられた1日の法定時間外労働の分母（これも未公表）には、15時間超というデータが9件含まれているという。それだと、1日の労働時間が8時間+1.5時間=23時間超となってしまう。

第3に、そのような異常値であることが記載されるデータを含んで平均値が算出されているためか、1日の法定時間外労働の平均値は1時間7分と、異常値とかけ離れた過大な数値となっている。同じ調査結果の表4には、1週の法定時間外労働の実績（一般労働者）（平均的な者）の平均が2時間47分となっており、これは1日に換算すること33分の法定時間外労働となり、1時間37分という数値と合致しない。どちらか実態に近いかと言えば、表2の数値が実態に近い。厚生労働省「平成25年版 労働経済の分析」のp.45に示されている一般労働者の総実労働時間は、月間で169.2時間前であり、これを21日で割ると、法定時間外労働は平均で1日5分だ。

第4に、上の計算式は実労働時間を算出するには不適切である。実際には実労働時間8時間を下回る労働者はいるはずだ。所定労働時間が7時間00分で、定期退社している労働者などはどうだ。その労働者の労働時間が、上の計算式では8時間とみなされてしまうため、結果として平均値過大な数値となってしまうのだ（詳しくは3番目の記述を参照）。

このように、一般労働者についての9時間37分という数値は、公表された調査結果にならぬのであり、間違った計算式によつて算出されたものであり、その計算のものとどなつたデータは公表されておらず、かつ異常値と認められるものが含まれており、さらに計算された9時間16分という数値は実際とかけ離れたものであるという、幾重にも折り重なった問題を含んでいるのだ。

「もしかわらず、安倍首相は「厚生労働省の調査によれば」と、あたかも公表させていたる調査結果そのものにそのようなデータがあるかのように答弁している。加藤大臣も同様だ。

(2) 第2の問題点：「平均的な、平均的な方」

この御謹データは、特別に定義された「平均的な者」のデータであるが、安倍首相は「平均的な、平均的な方」という言い方をしており、平均値であると受け取られる言い方になっている。

同調査における「平均的な者」の定義は、一般労働者については、「割烹対象員に応いて最も多くの労働者が属すると思われる時間外労働時間数の間に属する労働者のこと」をいって語っている(p.7)。度次分布のグラフで言えば、一端高い山の頂に対する労働者のことだ。

1番目の記述に書いたように、そのように選び出された「平均的な者」の労働時間は、実際の平均値とはすればが生じる。例えば下のような会社の場合、「企画業務型裁量労働制」の「一般的な者」は、一番高い山の底である「9時間超10時間以下」の中から選ばれてしまい、実際の平均時間10.6時間とはは離れた結果につながってしまうのだ。

（1）

（2）

（3）

（4）

（5）

（6）

（7）

（8）

（9）

（10）

（11）

（12）

（13）

（14）

（15）

（16）

（17）

（18）

（19）

（20）

（21）

（22）

（23）

（24）

（25）

（26）

（27）

（28）

（29）

（30）

（31）

（32）

（33）

（34）

（35）

（36）

（37）

（38）

（39）

（40）

（41）

（42）

（43）

（44）

（45）

（46）

（47）

（48）

（49）

（50）

（51）

（52）

（53）

（54）

（55）

（56）

（57）

（58）

（59）

（60）

（61）

（62）

（63）

（64）

（65）

（66）

（67）

（68）

（69）

（70）

（71）

（72）

（73）

（74）

（75）

（76）

（77）

（78）

（79）

（80）

（81）

（82）

（83）

（84）

（85）

（86）

（87）

（88）

（89）

（90）

（91）

（92）

（93）

（94）

（95）

（96）

（97）

（98）

（99）

（100）

（101）

（102）

（103）

（104）

（105）

（106）

（107）

（108）

（109）

（110）

（111）

（112）

（113）

（114）

（115）

（116）

（117）

（118）

（119）

（120）

（121）

（122）

（123）

（124）

（125）

（126）

（127）

（128）

（129）

（130）

（131）

（132）

（133）

（134）

（135）

（136）

（137）

（138）

（139）

（140）

（141）

（142）

（143）

（144）

（145）

（146）

（147）

（148）

（149）

（150）

（151）

（152）

（153）

（154）

（155）

（156）

（157）

（158）

（159）

（160）

（161）

（162）

（163）

（164）

（165）

（166）

（167）

（168）

（169）

（170）

（171）

（172）

（173）

（174）

（175）

（176）

（177）

（178）

（179）

（180）

（181）

（182）

（183）

（184）

（185）

（186）

（187）

（188）

（189）

（190）

（191）

（192）

（193）

（194）

（195）

（196）

（197）

（198）

（199）

（200）

（201）

（202）

（203）

（204）

（205）

（206）

（207）

（208）

（209）

（210）

（211）

（212）

（213）

（214）

（215）

（216）

（217）

（218）

（219）

（220）

（221）

（222）

（223）

（224）

（225）

（226）

（227）

（228）

（229）

（230）

（231）

（232）

（233）

（234）

（235）

（236）

（237）

（238）

（239）

（240）

（241）

（242）

（243）

（244）

（245）

（246）

（247）

（248）

（249）

（250）

（251）

（252）

（253）

（254）

（255）

（256）

（257）

（258）

（259）

（260）

（261）

（262）

（263）

（264）

（265）

（266）

（267）

（268）

（269）

（270）

（271）

（272）

（273）

このように、安倍首相の答弁は問題だらけであり、撤回は不可避だ。しかし2月9日の予算委員会で加藤大臣は、

いずれにしても調査の結果としてそういうものが出ていなければなりませんから、それを経理お述べになられました。ただ、今、委員からもご指摘がござりますので、もう一度私とぞしては、個々のデータにあたつて利益をさせていただきたいと思います。

と、答弁を繰り返す姿勢を見せていよいよ。

だが、上に男たがうに、「調査の結果としてはそういうものが出ている」というのは事実となる。公表されている調査結果報告書には、そのような結果は出ていない。

調査の結果のように出されたデータは、不適切に加工されたデータである。未公表で調査値を含んでいると考えられるデータを利用し、簡略化した計算式でそれを加工し、出版すべきではないものを比較した上で、「短い」という判断を下したものである。そのよう行為に問題があるのだ。

答者は4つの記録において、これは調査結果の専述ではなく、安倍政権の政治姿勢の問題だと指摘した。

当初の答弁の内容を書き換えると試みている加藤大臣

裁量労働制の方が平均で比べれば労働時間は短いかのような答弁は、上に見たように、安倍首相によって1月29日の経済院予算委員会において行われ、1月31日の経済院予算委員会において行われた。加藤大臣はさらに2月5日の衆議院予算委員会でも、同様の言及をしている。

2月5日に玉川圭一議員は、労働時間削減・研修時間の調整実績によれば、裁量労働制のほうが労働時間が長いという調査結果を示した（1ヶ月の労働時間が、通常の労働時間より多い）。特に労務課長が労働時間だと194.4時間、専門業務課長が労働時間だと203.8時間）。それにに対して加藤大臣はこう答弁している。

実際については、今ご指摘がある数字があったり、あるいは、平均的な働く人の時間でみると、一概労働時間が長いという調査結果を示した（1ヶ月の労働時間が9時間16分、こういった調査結果もあるということは、申し上げて、しかし、今おっしゃるような数字をあるということも、もちろん、その通りではあります。

答弁:玉川圭一君 2月5日(火)午後、予算委員会にて、「労働時間削減・研修時間の調整によれば、裁量労働制の方が多い」ということがなんでか、それは向のデータですか？

しかし玉川議員が

今、加藤大臣がおっしゃった、「平均的な人、答弁(もの)？」を比べたらですね、裁量労働制の方が多いといふことなんですか、それは向のデータですか？

答弁:玉川圭一君 2月5日(火)午後、予算委員会にて、「労働時間削減・研修時間の調整によれば、裁量労働制の方が多い」ということがなんでか、それは向のデータですか？

出典:朝日新聞 2月9日、「経済院予算委員会」

実際の安倍首相の答弁の見開は、「平均的な、平均的な方で比べれば」だ。インダーネット審議中盤に映画が残っている。大臣なら、迷議院を確認できる。にもかかわらず加藤大臣は、

平均的な、結果は働く人とおつしやったですから、平均的な者（しゃ）については、こ
うだということを申し上げたので
と、あたかも当初から「平均的な者（しゃ）」について答弁していたかのように語るの
だ。

間違っていたら答弁や不正確な答弁ならば、訂正するなり、撤回するなり、すればよい。
しかし、如似大臣が試みていることは訂正や撤回ではない。それと云つかせぬ形での、
このように、過去の答弁をそれとなく引き換えていくこうとする者に、眞理が案と並ぶ
つけられれている「働き方改革」開拓－活用法系の筋旅の答弁を任せることは過切なるごろ
力。

訂正も修正もせずに、とても注意深く聞かない限りは、過去の御業（答弁）を引き継ぎ
ていることなどわからぬ通り方をする。そういう者には、大臣の職はさわしくないことを
者は考える。安倍首相や加藤大臣が答弁を就回すれば、それで百ひどい問題ではないだ
ろう。

山井辰良はこの一連の答弁の中でこう語った。

「聞きつてそんな、いいかげんなものなんですか。人の命がかかるんですよ、この原
線には。

野党が指摘しているように、裁量労働制の上で動いていた労働者の過労死は、実際に
多く起きおり、この問題には人の命がかかっている。過労死を考える家族の会の万々
も、国会に傍聴に行き、日々の苦痛を見守っている。

「働き方改革」の法楽翁は、正しい事実に基づいて、論例に該当すべきものだ。人を
騙すことを得意とする人に、要ねるべきものでない。

* * *

<追記> (2018年1月12日 12:30)

第1の問題点の第3に、下記を加筆した。

同じ御質問の裏24には、1.過労対策外労働の実績（一般労働者）（平均的な者）の
平均が2時間4分どなつており、これは1日に換算すると33分の法定時間外労働となり、
1時間37分という数値と整合しない。どちらが実態に近いかと言えば、表24の数値が実態
に近い。



上西充子

法政大学キャリアデザイン学部教諭

著書『効率的・効果的な就職活動』

著書『効率的

今注目を惹める争議テーマ、新聞技術／技術開発／技術開拓テーマ
ANSWER: 2013.4.25 11:51



フライバーカード - 利用規約 - シティアスリートメンバーズ会員登録・新規会員登録の表示・ご意見・ご要望・ヘルプ・お問い合わせ

Copyright (C) 2013 東洋光学 All Rights Reserved.

Copyright (C) 2013 Yahoo Japan Corporation. All Rights Reserved.

